

農村の都市化・混住化と集落機能の変化

石 田 正 昭

Changes in Group Coordination of Rural Communities: Issues for the Urbanization of Rural Societies

Masaki ISHIDA

1. はじめに

わが国経済は、その急速な発展の過程で、大量な農業労働力の非農業部門への流出、農地の非農業への転用などをもたらし、農業・農村の構造を大きく変えてきた。また、ほ場整備をはじめとするさまざまな農村社会資本の整備は、道路・交通網の発達とあいまって、田園的な農村に非農家を流入させるとともに、農家の兼業化・非農家化を進展させてきた。

こうした農業・農村の変貌にもなわれて、伝統的な集落社会は、いままさに大きく変質しようとしている。その1つは、混住化・兼業化の進展にともない、人々の所得関心や行動が異質化して、農業者としての職業的等質性が失われたことである。もう1つは、職業的等質性が失われるとともに、相互扶助の精神も薄くなり、基盤整備の進展、機械化の進展ともあいまって、農業の共同性が失われたことである。そしてもう1つは、集落内で自己完結性をもっていた生活体系が個別化し、農業集落の基礎をかたちづくってきた家と家との地縁的・血縁的結合が弱まり、集落としての単位集団性が低下してきたことである。

しかしながら、上で述べたような変化が現在進行中であるという点については、誰もが異論はないが、その方向については見解が分れている。ある者は集落は上のような変化をたどりながら崩壊に向かってすすむと考えており¹⁾、またある者は、集落は多少の変化を示しながらもやはり残っていくと考えている。

本稿の目的は、農村の都市化・混住化に焦点をあて、それが進行する過程で集落の共同と自治機能がどのよう

に変化するかを明らかにしようとするものである。

この問題の解明にあたり、事例調査の意味から、調査対象地として三重県鈴鹿市を選定した。鈴鹿市は、県内でも有数の人口急増地帯であり、同時に有力な農業地帯でもある。この意味で、今回の調査は、農業の維持・発展を内容とする集落機能が、農村の都市化に対処してどのような変化を示すかを明らかにするものといえる。

大きくいって、調査の内容は2つの柱から構成されている。1つは市内の全集落を対象として行った「都市化」の程度を把握するための調査である。もう1つは、第1の調査で明らかにされた「都市化」の程度を参考にし、加えて集落の農業経営のあり方を考慮して選定された4つの集落についての事例調査である。そこでは、集落におけるさまざまな共同と、共同の統制的側面の自治的機能の調査に焦点があわされた。ここでの報告は、これらの調査を通して、都市化の進展しつつある農業集落においても、より根源的な意味において、それなりの集落機能が保持されていることを明らかにするものである。

本稿の構成はつぎの通りである。まず第2節では、農村の都市化・混住化と集落機能変化に関する分析枠組を提示する。つぎに第3節では、『農業センサス集落カード』に依拠して、鈴鹿市の全集落を「都市化」の程度に応じて類型区分し、各類型の特徴を素描する。第4節では、各類型1つずつ選定された代表的集落について、共同と自治機能のあり方を調査し、その主要な結果を報告する。第5節は全体のまとめである。

2. 都市化・混住化と集落機能低下の構図

都市化とは、人口学的に考えれば、大量の異質な人口が高密度で居住しはじめることをいう²⁾。農村が地域として都市化する場合にも、領土内への非農家の流入とい

う都市化の基礎過程が起こっている。これを三重県についていえば、1 農業集落あたり世帯数は、昭和35年の93 戸から、55年の149戸へと約1.6倍の増加を示しているが、この増加は、農家数が同期間に60戸から47戸へと約22%も減少しているのに対し、非農家数が33戸から103 戸へと約3.1倍も増加していることによるものである。農業集落の構成員のうち農家の占める割合は、35年の65%から、55年の32%まで低下し、いまや農業集落の主たる構成員であった農家は全体の3分の1を占める結果となっている。

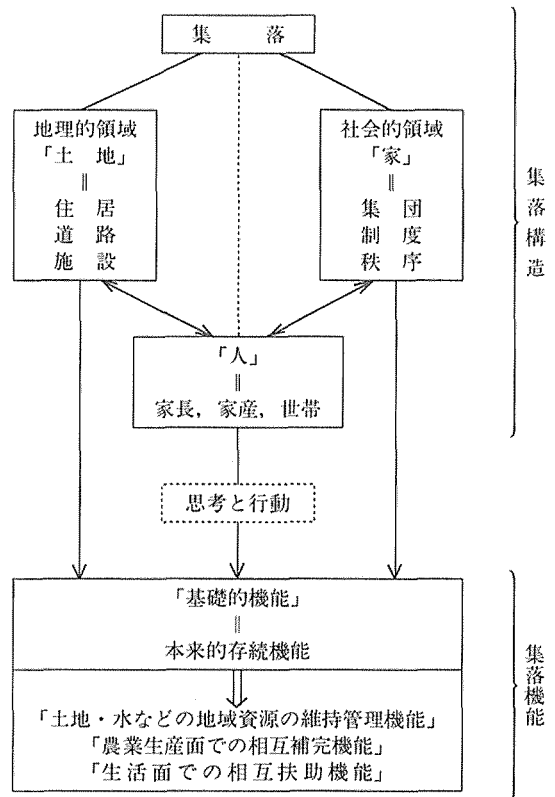
もっとも、同じ三重県であっても地域や地帯によって差を生じていることはいうまでもない。都市化・工業化圧力が強大で、市街化区域に編入された地域や、道路・交通網の整備にともなって経済距離が短縮された地域では、非農家の増大が著しく、混住化も進行している。反面、地域全体として農業の維持・発展が図られ、集落の共同と自治機能が良好に維持されているようなところでは、領土内への非農家の流入が阻止されている³⁾。

都市化・混住化が集落に与える影響は、第1義的には、同質的な農村社会に大量の異質な人口が流入しはじめ、人口量と人口の異質性が増大することである。しかし、問題はそれだけにとどまるものではない。都市化にともなって就業機会が拡大し、農業労働力の非農業部門への流出が起こり、また都市域の拡張にともなって農地の非農業への転用が起こってくる。いうならば、労働力と土地の利用可能性が非農業的な方向で拡大していくわけであり、それゆえ、集落の基礎をなす「土地」と「家」の構造に大きな変化をもたらすといえるのである。

ここで「土地」の変化とは、領土の縮小を意味するが、同時にその資産価値の上昇も意味している。また「家」の変化とは、農家の兼業化・非農家化を意味するが、同時に下層農家の経済的自立による家柄・階層制の弛緩も意味している。

渡辺兵力氏が指摘するように、農業集落を支えているものは、地理的領域としての「土地」と、社会的領域としての「家」である⁴⁾。したがって、この「土地」と「家」の変化が集落変化の本質的な側面である。

しかし、同時に、この「土地」と「家」を一体化させるものとして、集落は「人」を有しており、この「人」の「土地」「家」への働きかけによって、あるいは関わりあい（思考と行動）によって、さまざまな集落機能が維持されている（図1）。基本的な集落機能は、永遠に



注) 渡辺兵力『村を考える』pp. 165~170を参考にして作成。

図1 集落構造と集落機能の概念図

ムラとして存続しつづけたいとする「本来的存続機能」であるが、この基本機能を十分に発揮するため、集落は「土地・水など地域資源の維持管理機能」「農業生産面での相互補完機能」「生活面での相互扶助機能」などの諸機能を発達させてきた⁵⁾。それゆえ、集落の都市化・混住化は、「人」の思考と行動の変化を通して、これら諸機能のあり方も変化させていくと考えられるのである。

「人」の思考と行動の変化を一言で表わせば、農業的倫理感の喪失と、個人的功利主義の追求にはかならない。このため、上で述べた諸機能のあり方も、共同と、共同の統制的側面である自治の崩壊という方向ですすんでいると考えてよい。すなわち、集落機能の低下の方向である。

都市化・混住化が、「人」の思考と行動を個人的功利主義の方向へ変化させていくのは、一方で、異質で都市的な生活様式をもった非農家が領土内に集住するためであり、他方で、「人」それ自身が兼業化・脱農化し、都

市への通勤によって都市的情報を集落内に運載してくるためでもある。そして、この個人的功利主義の追求に拍車をかけているのが、個人の人格の尊重に基礎をおく戦後民主教育であり、国の法制制度であることも忘れてはならない。

かくして、都市化・混住化が集落の共同・自治機能の低下をもたらすという構図の説明が終わった。要約すれば、領土内への非農家の流入→農業労働力の流出・農地の転用→思考と行動面における個人的功利主義の追求→集落の共同・自治機能の低下、という構図である⁶⁾。以下は、この構図を事例調査によって検証していくことになる。

3. 集落の類型と共同・自治機能

1) 鈴鹿市の概況

調査対象地域である鈴鹿市は、三重県の中北部にあって、四日市市と津市のあいだに位置し、東は伊勢湾に望み、北部から西南部にかけては海拔50~80mの丘陵地を形成し、一部は鈴鹿山脈に達し滋賀県に接している。市の中央部から東南部にかけては海拔10m程度の平坦な沖積層地帯で豊かな農耕地となっている。

河川は、西北部に御幣川（おんべがわ）、東南部に中の川、中央部に鈴鹿川、という3本の河川が流れている（図2）。この地域は古くから東海道、伊勢街道沿いに発展してきた経緯から、国道1号、23号、306号、東名阪自動車道の主要幹線道路、および国鉄関西線、近鉄名古屋本線、同鈴鹿線が走っており、交通至便な地域となっている。企業の進出も激しく、ホンダおよびその関連企業、カネボウ、旭ダウ、富士ゼロックスなどの大企業の工場が建ち並び、加えて鈴鹿サーキットという大レジャーランドも抱えている。このため近年の人口増加は著しく、昭和40年を100とすると、55年には147を数え、県内では有数の人口急増地帯となっている。総人口15.6万人は四日市市について県内第2位の大きさを持ち、このため市の行財政は、道路・学校・公園・治水・上下水道などのインフラ整備と福祉に重点がおかれ、農業の土地基盤整備もこの関連で重視されている。

昭和55年における産業別人口は、第1次産業が7.5千人で全体の10%、第2次産業が35.1千人で全体の47%、第3次産業が31.7千人で全体の43%の構成比となっている。県の平均とくらべると、第2次産業のウェイトが大きく、第1次産業、第3次産業のウェイトが小さ

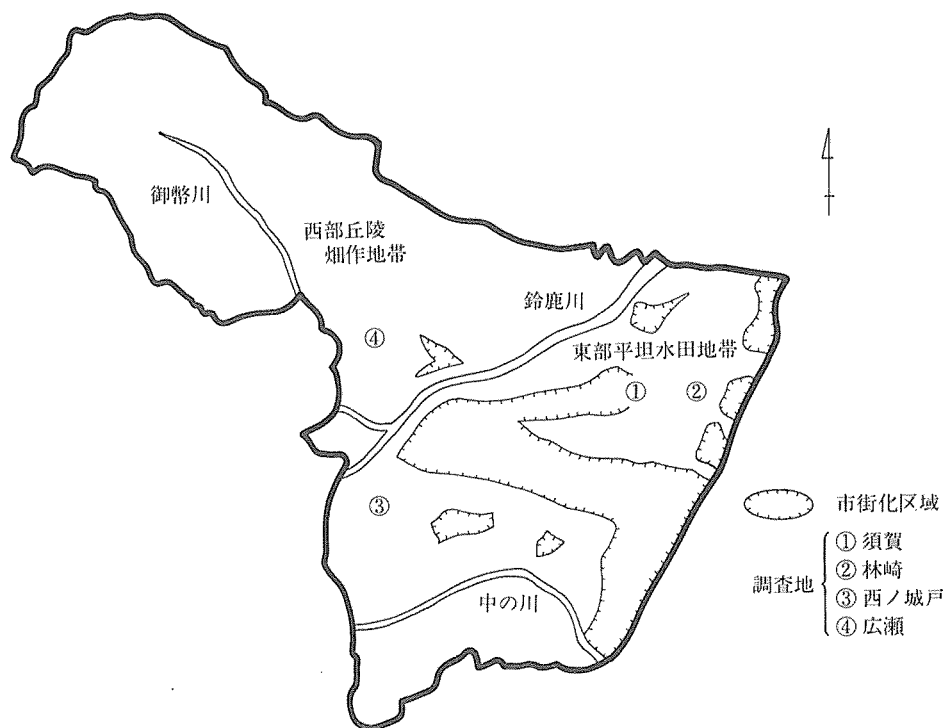


図2 鈴鹿市の地形と調査集落の位置

い。

鈴鹿市の農業は、市の中央部を流れる鈴鹿川を境に、西部丘陵畑作地帯と東部平坦水田地帯に大別される。西部は排水条件が良好で、花木・茶・野菜・畜産などが非常に盛んであり、鈴鹿市農業の中心的役割を担っている。東部は従来より水稲単作地帯で排水条件は良くないが、ほ場整備率は高く、なかでも鈴鹿川下流域の北部地区はそのほとんどの水田がほ場整備を完了している。反対に、中の川下流域の南部地区は、明治から大正時代にかけての換地処分ですべて10～15a区画のほ場整備がなされており、それ以上のほ場整備は現在までのところすすんでいない。

市街化区域は、近鉄名古屋本線、同鈴鹿線沿線を中心に、北部地区と南部地区にはさまれた丘陵地に展開している。

昭和55年現在の農業集落数は135であり、このうち集落の全域が市街化区域に含まれる農業集落数は7となっている。1農業集落あたり世帯数は260戸、うち農家は60戸、非農家は200戸という構成になっている(表1)。農家率は23%で、県平均の32%より9ポイント低い。また、昭和35年と比較すると、世帯数が2.3倍の増加、非農家数が4.8倍の増加であるのに対し、農家数は18%の

表1 鈴鹿市の農業集落の概況(1農業集落あたり)
(単位:戸, ha)

	昭和35年	45年	55年	55年/35年
集 落 数	124	135	135	—
総 戸 数	115	127	260	2.26
農 家 戸 数	73	68	60	0.82
非 農 家 戸 数	42	59	200	4.76
専 業 農 家 数	27	6	5	0.19
1 兼 農 家 数	19	26	10	0.53
2 兼 農 家 数	27	36	45	1.67
耕 地 面 積	62	59	48	0.77
内 訳	田	40	33	0.83
	畑	19	9	0.47
	樹園地	3	4	2.00
山 林 面 積	9	10	n.a.	—
50 a 未 満 農 家 数	24	24	24	1.00
50～100 a 農 家 数	21	19	17	0.81
100～200 a 農 家 数	26	22	16	0.62
200 a 以上 農 家 数	2	3	3	1.50

資料) 農水省『農業センサス』

減少となっている。

2) 集落の類型化

ここでは、都市化・混住化の程度によって、鈴鹿市の全農業集落についてその類型化を試み、類型ごとの共同や自治のパターンの相違をみることにする。

まず類型化を行うにあたって、都市化を具体的な指標におきかえなければならないが、ここでの調査では、都市化の基礎過程を重視して、それを

- i) 農家率
- ii) 世帯増加率
- iii) 兼業率(就業者ベースでみた)
- iv) 流入率

の4つにおくことにした。すなわち、すでに示した構図でいえば、領土内への非農家の流入と、その流入にともなう世帯数の増加、および農家率の低下を基礎とし、加えて農業労働力の農外への流出までの諸指標を組み合わせることによって、類型化を行っている⁷⁾。

実際の作業としては、以上の4つの指標の情報を『農業センサス集落カード』から収集して、それぞれについて度数分布表を作成し、指標を区分する区切を設定した(表2)。農家率は、昭和55年現在のもので、4分化して

表2 指標の区分

	1	2	3	4
農 家 率	30%未 満	30～50	50～70	70%以上
世 帯 増 加 率	0%未 満	0～20	20～50	50%以上
兼 業 率	20%未 満	20～30	30～40	40%以上
流 入 率	10%未 満	10～50	50%以上	

いる⁸⁾。世帯増加率は、昭和45年から55年までの10年間における増加戸数を把握し、4分化している。兼業率は、農家人口に対する恒常的勤務に従事する者の比率をとり、これも4分化している。流入率は、鈴鹿市役所の協力を得て、昭和55年現在における集落内非農家のうち、昭和30年頃をひとつの目安として、それ以降その集落に流入してきた非農家を識別し、集落内非農家数に対するその比率をもって代置している。いうまでもなく、集落内非農家のなかには、他地域から流入してきた非農家と、「地の者」ではあるが農業をやめた、もしくは分家したなどの経歴をもつ非農家があり、この両者を峻別することが必要である。

つぎに、以上の4指標を組み合わせて農業集落を4つの類型に分類していった。分類にあたってとられた指標区分の組み合わせは、表3の通りである。

4類型は、I型として「混住・激増型」、II型として「拮抗型」、III型として「非混住・兼業型」、IV型として「非混住・農業型」である。「混住・激増型」は、農家率においてもっとも低く、世帯増加率においてもっとも高い類型である。この「混住・激増型」を都市化の方向と

すると、それと正反対の方向に位置するのが「非混住・農業型」である。この類型は、農家率において高く、世帯増加率および流入率において低く、かつ兼業率も低いタイプである。これに対し、「非混住・兼業型」は、「非混住・農業型」と人口学的指標では同一であるが、兼業率の高い類型となっている。「拮抗型」は、農家率、人口増加率ともに中間に区分された類型である。都市化の程度ということからみれば、「混住・激増型」「拮抗型」「非混住・兼業型」「非混住・農業型」の順で並ぶ。すなわち、I型、II型、III型、IV型の順で並ぶ。

各類型の集落数は、対象125集落中⁹⁾、「混住・激増型」は39集落(31.2%)、「拮抗型」は21集落(16.8%)、「非混住・兼業型」は22集落(17.6%)、「非混住・農業型」は43集落(34.4%)であった。類型間の集落数のバランスは、以後の統計分析を行ううえで適当である。

これらの類型別集落の位置を模式図的に表わしたのが図3である。

まずI型の「混住・激増型」は、市街化区域周辺に多く分布している。この地域は、もともと丘陵地の地形をもった里山もしくは畑作地帯で、大小のため池が数多くあり、平坦地よりも宅地化しやすかったため、市街化区

表3 指標による集落の類型

集落類型	農家率	世帯増加率	兼業率	流入率	集落数
I 混住・激増型	①	④			39
	②+③	③			
II 拮抗型	②	②			21
	③+④	①+②	③+④	①+②	
III 非混住・兼業型	④	③	④	①	22
	③+④	①+②	①+②	①+②	
IV 非混住・農業型	④	③	①	①	43
	③+④	①+②	①+②	①+②	

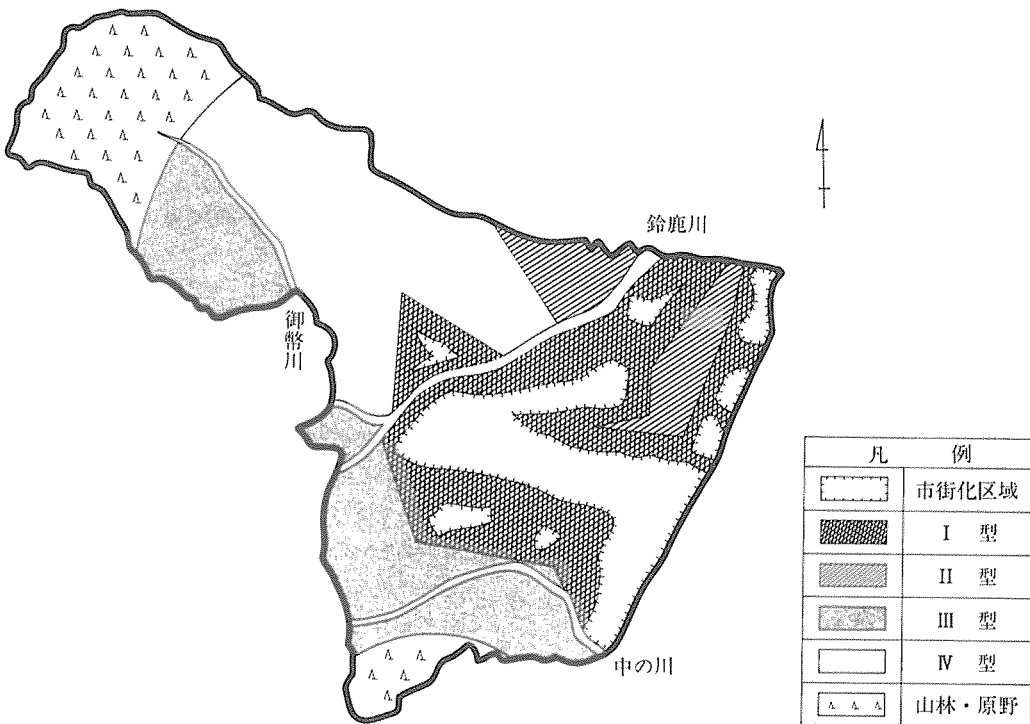


図3 類型別集落の立地図

域の線引き（昭和44年）以前から、都市人口の流入がみられた地域である。それに加えて、近鉄鈴鹿線沿線の地域では、昭和30年代後半の第1次構造改善事業の畑地盤整備によって、非農家がスプロール的に入り込み、混住化が一層促進した経緯をもっている。

つぎにⅢ型の「非混住・兼業型」は、中の川流域および御幣川右岸地域（庄内地区）に数多く分布している。中の川流域は、肥沃な土壌をともなっており、昔から米の良質多収地帯とされ、農民の営農意欲が高いところとして知られている。しかし、稲作中心のため、それ以外の農業はあまり盛んでなく、加えて市の中心部から離れていることもあって、兼業化はすすんだものの、領土内への非農家の流入は乏しくなっている。一方、庄内地区は、谷あいを開かれた農地が多く、このため水田も少なく、収量も少ないという土地条件の悪さから、兼業化がすすんだ地域である。最近では、付近のゴルフ場へ勤めに出るケースが目立っている。

Ⅳ型の「非混住・農業型」は、鈴鹿川左岸の西部丘陵畑作地帯に数多く分布している。この地帯は、古くから水不足が深刻で、このため稲作はあまり盛んでなく、畑作が盛んな地帯である。茶・花き・花木・野菜などの栽培や、畜産の盛んな農業地帯である。農業を主業とする農家が多く、若年の農業後継者も確保され、市内といわず県内でも屈指の農業地帯となっている。近年、東名阪自動車道沿いに大工場が立ち並ぶようになってきたが、領土内への非農家の流入はみられていない。

最後に、Ⅱ型の「拮抗型」であるが、鈴鹿川下流域の水田平坦地帯に数多く分布している。この地帯は、集落の居住地が平坦地に存し、水田に囲まれているため、フィジカルな意味で宅地スペースが不足しており、分家、非農家化などによる混住化現象はみられるものの、他地域からの領土内への流入者は少なくなっている。集落自体が水田に囲まれているというフィジカルな理由のため、今後領土内への非農家の流入が激増し、Ⅰ型の「混住・激増型」へ転化する可能性はきわめて少ない。性格的にみると、この類型は、Ⅲ型の「非混住・兼業型」に近く、稲作兼業農家が圧倒的多数を占めている。

3) 各類型の共同・自治機能のパターン

以上述べてきた集落類型にそくして、つぎにその類型別の共同・自治機能のあり方を論じることにしたい。

この分析を行うあたり、『農業センサス集落カード』

に記載された、集落の共同・自治機能に関する諸項目について、類型間で差異があるかないかを統計的に分析した¹⁰⁾。ここではその分析過程を逐一紹介する余裕はないので、その主要な結果だけを報告しておく（表4）。

(1) 集落構造

まず、前提としての集落戸数、農家戸数についてであるが、集落戸数は、Ⅰ型で200戸以上、Ⅱ型で100～200戸、Ⅲ型とⅣ型で100戸未満となっており、都市化が人口膨脹の現象であることを示している。また、農家戸数もほぼ同様な大小関係をもっており、都市化集落ほど初期条件としてもより多くの農家を維持していたことがわかる。反対に、農家1戸あたり経営耕地面積は、都市化集落ほど小さくなっている。経営耕地の零細化がすすんでも、より多くの農家が維持できていたことは、高度成長以前の時代から、農家の兼業化がすすんでいたことを意味する。

(2) 共同作業

つぎに、集落の共同作業としてもっとも代表的な「農道の管理とその対応」についてみると、Ⅰ型では「集落で管理するが人を雇って行う」「集落で管理するが共同作業として対応しない」とするところが多くなっている。しかし、同時に、集落の共同・自治機能が比較的よく維持されていると考えられるⅢ型・Ⅳ型でも、「集落として管理しない」というところが多く、農道の管理については全般的に共同の側面が希薄になっていることがうかがえる。これは、幹線農道については整備が施され、集落の共同作業として維持・補修する必要がなくなったこと、およびそのほかの農道については受益者のみで維持・補修がなされていること、などによるものと思われる。道路については、市役所が農道も含めて、路線の号級ごとに実に細かい管理主体と、補修および維持管理（草刈り、ライン引き、カーブミラー、ガードレール、街路灯など）にあたっての費用負担の方法を定めており、それに応じて各集落も管理と補修の体制をととのえている。総じていえば、道路全体は市役所の管理下にあるといてよく、集落はその行政組織の末端に組み込まれているといえるのである。

同様の仕組みは、「農業用排水路の管理とその対応」についてもあてはまる。ただしこの場合は、市役所ではなく、土地改良区の末端組織として位置づけられる。鈴鹿市の場合、東部平坦水田地帯には、北から鈴鹿川沿岸土地改良区、玉垣土地改良区、白江野土地改良区（白

表4 集落の類型と共同・自治

設 問	I 型 「混住・激増型」	II 型 「拮抗型」	III 型 「非混住・兼業型」	IV 型 「非混住・農業型」
集 落 戸 数 農 家 戸 数 農 家 1 戸 あ た り 経 営 耕 地 面 積 農 用 地 区 域 面 積 率	<ul style="list-style-type: none"> ・200戸以上 ・100戸以上 ・0.5 ha 未満 ・30%未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・100～200戸 ・100戸未満 ・0.5～1.0 ha ・30～50% 	<ul style="list-style-type: none"> ・100戸未満 ・50～100戸 ・0.5～1.0 ha ・30～50% 	<ul style="list-style-type: none"> ・100戸未満 ・50戸未満 ・1.0 ha 以上 ・50～70%
農道の管理とその対応	<ul style="list-style-type: none"> ・集落で管理するが人を雇って行なう ・集落で管理するが共同作業として対応しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落で管理し共同作業として対応する（出役者に日当を支払う） 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落で管理し共同作業として対応する（出不足金を徴収する） ・集落として管理しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落として管理しない
農業用排水路の管理とその対応	<ul style="list-style-type: none"> ・集落で管理するが人を雇って行なう ・集落で管理するが共同作業として対応しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落で管理し共同作業として対応する（出役者に日当を支払う） 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落で管理し共同作業として対応する（出不足金を徴収する） ・集落として管理しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・無回答
水田かんがい用水の主な水源	<ul style="list-style-type: none"> ・河川 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川 	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ揚水 ・水田なし
集 落 の 代 表 者 (性 格)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業を主とする人 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業を主とする人 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業以外の仕事を主とする人 ・非農家 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業以外の仕事を主とする人
〃 (任期・選出方法)	<ul style="list-style-type: none"> ・2年 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以内, 3年以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以内, 3年以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・2年
集落運営費の徴収算出基準	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割+耕作反別割 	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割+耕作反別割 	<ul style="list-style-type: none"> ・とくに基準を定めない 	<ul style="list-style-type: none"> ・輪番, 特定の人 ・均等割
集落自治規約の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規約がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・規約がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・明文化されていないが, 一応の規約がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・規約がない
実行組合(農家組合)との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・2つ以上の実行組合をもつ 	<ul style="list-style-type: none"> ・2つ以上の実行組合をもつ 	<ul style="list-style-type: none"> ・実行組合がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの実行組合をもつ
寄り合い回数とその場所	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回以下 ・集落が管理する施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・年4～6回 ・集落が管理する施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・年13回以上 ・集落が管理する施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・年7～12回 ・個人の家
実行組合の寄り合い回数	<ul style="list-style-type: none"> ・年4～12回 	<ul style="list-style-type: none"> ・年7～12回 	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回以下
寄り合いの議題(農道等の維持)	<ul style="list-style-type: none"> ・実行組合で議論する 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落と実行組合の両方で議論する 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落で議論する 	<ul style="list-style-type: none"> ・無回答
〃 (集落有財産の管理・処理)	<ul style="list-style-type: none"> ・無回答 	<ul style="list-style-type: none"> ・無回答 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落で議論する 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落で議論する
〃 (祭 祀)	<ul style="list-style-type: none"> ・集落で議論する 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落と実行組合の両方で議論する 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落と実行組合の両方で議論する 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落で議論する
〃 (生活環境)	<ul style="list-style-type: none"> ・無回答 	<ul style="list-style-type: none"> ・無回答 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落で議論する 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落で議論する
農地転換による農業への悪影響 営農に関する問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用水の汚濁 ・農作業の効率性 ・農地価格の上昇 ・農地の蚕食的かい廃の進行 ・営農用水の汚濁の進行 	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った影響なし ・農地価格の上昇 ・営農用水の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った影響なし ・土壌有機物の減少等による地力の低下 	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った影響なし ・営農施設の老朽化 ・農業後継者の確保

子・江島・野村地区)、中の川土地改良区という4つの土地改良区があり、ほとんどの集落がこれら土地改良区のいずれかに属している。このため、水路沿いの草刈りを除くと集落の出会いの作業はなくなり、「集落で管理するが人を雇って行う」「集落で管理するが共同作業として対応しない」「集落として管理しない」などの解答が多くなっているのである。また、Ⅳ型では「無回答」となっているが、これは、この地域が丘陵畑作地帯で、水路がほとんど発達していないためである。

以上を要約すると、共同作業については、都市化という要因よりも、農業生産基盤の整備によって、共同作業を行う必要性が低下している。いいかえれば、ひとたび農業生産基盤の整備がなされると、その社会資本の維持・管理は市役所・土地改良区の仕事と解釈されるようになり、「ムラ仕事」の外部的化が起こってくるようである。「ムラ仕事」の外部的化によって、集落の共同作業から解放された農民は、純粋な個人々人として各人の所得最大化を目指して、農外就業に全力を注げることとなるのである。「ムラ仕事」として残るのは、農道・用排水路の「草刈り」だけになっている側面が強い。

(3) 自治機能

つぎに、集落の自治機能についてみていくと、まず「集落の代表者」については、Ⅰ型・Ⅱ型では「農業を主とする人」から多く選ばれ、Ⅲ型・Ⅳ型では「農業以外の仕事を主とする人」から多く選ばれている。これは、都市化という観点からすれば説明しにくい現象であるが、実態から考えると少しも不思議ではない。集落長(区長)という仕事は、総代とも呼ばれる通り、全てのことをしなくてはならない大変な役回りである。自分の仕事を持ち、忙しく立ち働いている人には向かない役回りである。このため、どの集落をみても、まず家の経済状態が少なくとも中流以上で、ある意味ではほかの集落に対して押しのきくような経験豊かな人が選ばれている。こういう人を集落のなかで選ぶとすれば、その対象は年齢が50代半ば以上のOB組に限られてくることはいうまでもない。その結果、選ばれてくるのは、都市化の進展している集落では、数は少ないがこれまで一貫して農業に携ってきた篤農であり、非都市化集落では、農業専従者とくらべて処分可能な時間を多くもつ県庁・市役所・農協・教員などのOBたちなのである。

自治機能面における第2の分析は、「集落運営費の徴収算出基準」についてである。これについては、多くの

集落が「均等割」「均等割+耕作反別割」のいずれかを採用しているが、相対的にみると、Ⅰ型・Ⅱ型で「均等割+耕作反別割」が多く、Ⅳ型で「均等割」が多くなっている。この相違は、Ⅰ型・Ⅱ型で水田集落が多く、水田集落では古くから土地面積が経済力の表現になっていたため、面積規模に応じた区費の徴収が容易であったのに対し、Ⅳ型は畑作集落が多く、そこでは土地面積がならずしも経済力の表現とはならず、面積規模に応じた区費の徴収が妥当なものとはいえなかったことによるものと思われる。

もっとも、Ⅰ型で「均等割+耕作反別割」が多いことについては、都市化の影響が現れているのかもしれない。というのは、混住化が進展して、非農家からも区費を徴収する必要が生じたとき、もっとも徴収しやすい方法は、農家と非農家で格差をつけることだからである。しかし、この点については確認がない。

つぎに「集落の寄り合い回数」をみると、その回数はⅠ型が年3回以下、Ⅱ型が年4~6回、Ⅲ型が年13回以上、Ⅳ型が年7~12回というように、都市化集落ほど少なくなっている。これに対し、「実行組合(農家組合)の寄り合い回数」をみると、その回数はⅠ型が年4~12回、Ⅱ型が年7~12回、Ⅲ型・Ⅳ型が年3回以下というように、都市化集落ほど多くなっている。つまり、都市化集落では集落の寄り合いで不足する分を実行組合ないし農家組合で補っていることになる。

集落の寄り合いとは、非農家も含めた全体の集会である。だから、そこでかけられる議題も全員で協議できるようなものでなければならない。具体的には、都市化集落では「祭り」などだけであって、このためそこでの寄り合い回数は必然的に減ってくる。「農道等の維持」など農業的議題については、集落の寄り合いとは別に、農家だけが集まって協議することになる。その協議を行う場が、実行組合ないしは農家組合の寄り合いなのである。

これに対し、混住化が進展していない集落では、集落の寄り合いがすなわち農家の寄り合いであり、そこでかけられる議題も多種多様である。「祭り」の議題もあれば、「農道等の維持」の議題もある。「集落有財産の管理・処理」に関する議題もあれば、「生活環境」に関する議題もある。そしてこれらの議題は、集落の寄り合い、実行組合という区別を明確にもたないまま、ごく自然なかたちで協議され、処理されていくことになる。

以上を要約すると、自治組織については、都市化の影

響がストレートにあらわれていると考えられるのは、「集落の寄り合い回数」においてだけである。農家・非農家が混住化している集落では、全戸が寄り合って協議すべき議題はむしろ数が少なく、それゆえその回数も減っていると考えられる。しかしそれは、かならずしも自治機能の低下を意味するものではない。農業的議題についてはその都度農家だけが集まって協議している。このため、都市化にともなう集落社会の人口学的変化は、集落の共同・自治的側面を完全に払拭するとはいいきれないのである。

(4) 営農に関する問題点

むしろ興味深いのは、「営農に関する問題点」についての認識の仕方である。Ⅰ型では「農地価格の上昇」「農地の蚕食のかい廃の進行」「営農用水の汚濁」を挙げるところが多く、またⅡ型でも代替農地の購入者によって「農地価格の上昇」がひき起こされている。これに対して、Ⅲ型では「土壌有機物の減少による地力の低下」を指摘する声が多く、またⅣ型では「営農施設の老朽化」「農業後継者の確保」が問題となっている。都市化集落ほど地理的領域としての「土地」の問題を指摘し、非都市化集落ほど営農の問題を指摘するのは、対照的で興味深い。

4) 小 括

以上で統計的な分析結果の提示をおわりますが、ここで注目しておきたい点は、「集落戸数」「農地面積」「農用地区域面積率」など「集落構造」を表わす指標や、「農地転換における農業の影響」「営農に関する問題」などでは、都市化の影響を強く受けているようであるが、「農道の維持・管理」「農業用排水路の維持・管理」などの「共同作業」面の指標では、都市化の影響を受けるといよりも、農業生産基盤整備の有無によって大きく影響を受けているという点である。大規模なかんがい排水事業、ほ場整備事業など、物的な土地基盤整備が行われたところでは、道ぶしん、溝さらえ、用水などで「ムラ仕事」の外部化が起きている。

他方、「自治機能」の面においても、都市化・混住化によって本質的な機能低下がみられたという確証は得られていない。唯一機能低下として認められるものは、「集落の寄り合い回数」の減少であるが、これも実行組合なり、農家組合なりの寄り合いによって補完されている側面が強い。

それゆえ、第2節で述べた集落機能低下の構図にそくしていえば、都市化・混住化によって集落の共同・自治機能の低下は起こったものの、それが本質的な低下とはいいきれず、むしろ物的な土地基盤整備の進行が大きな影響を与えているといえるのである。

4. 事例調査における共同・自治

これまで述べてきた4類型について、それぞれ1集落づつをとりあげて、事例調査を行った。対象集落としてとりあげるものは、

- Ⅰ型 混住・激増型＝須賀
- Ⅱ型 拮抗型＝林崎（はやさき）
- Ⅲ型 非混住・兼業型＝西ノ城戸
- Ⅳ型 非混住・農業型＝広瀬

の4集落である。これら4集落の立地についてはすでに図2に示してあるので、以下では各集落の概況、歴史、共同作業、自治などの面について述べていきたい。

1) 須 賀

農家率20%，世帯増加率34%，兼業率28%，流入率

表5 須賀の概況
(単位：戸, ha, 万円)

区 分	昭和35年	45年	55年	55年/35年
総 戸 数	164	280	374	2.28
農 家 戸 数	98	86	74	0.76
非 農 家 戸 数	66	194	300	4.55
専 業 農 家 数	48	1	0	0.00
1 兼 農 家 数	25	36	12	0.48
2 兼 農 家 数	25	49	62	2.48
耕 地 面 積	100	87	78	0.18
内 訳	田	90	81	0.83
	畑	10	6	0.30
	樹園地	0	0	—
山 林 面 積	3	1	0	0.00
50 a 未満農家数	25	22	16	0.64
50~100 a 農家数	23	21	21	0.91
100~200 a 農家数	49	41	35	0.71
200 a 以上農家数	1	2	2	2.00
55年地価	耕地(10 a あたり) 宅地(3.3m ² あたり)	田 520	畑 520	
		田 20	畑 20	

資料) 表1と同じ。

33%で、「混住・激増型」に属する。

総戸数374戸で、農家戸数74戸、すべて兼業農家である(表5)。農地は約78ha、ほとんどが水田であり、ほ場整備はすでに完了している。農業は稲作中心であり、兼業先は、恵まれた立地条件を生かして県内各地にわたっている。

概況は、平地の市街地の一角にあり、近鉄鈴鹿市駅まで徒歩10分弱の距離にある。宅地は市街化区域に含まれ、農地は農振地域に含まれている。宅地と農地は画然としており、今後の宅地開発の可能性は少ない。農地はかりでなく、農家・非農家の所在地も画然としていて、非農家が農家居住地に流入することはない。農家居住地の周辺に、分家した非農家、他地域から流入した非農家が居住している。地価は、耕地として10aあたり田・畑とも520万円、宅地として3.3m²あたり田・畑とも20万円であり、非常に高くなっている。

集落の歴史をみると、古くは旧藤堂藩と旧有馬藩(紀州藩の家老有馬氏)の「相給」領であって、居住地からやや離れた畑地沿いに旧伊勢街道が南北に走っていた。昭和のはじめの頃から、その畑地に分家や他地域からの非農家が流入しはじめ、混住化がはじまった。しかし、混住化が本格化しはじめたのは、昭和30年代に旧23号線が、その畑地と農家居住地とを分断するかたちで通過するようになってからである。その新開地は、畑周辺の水田を埋め立てて宅地化したものであり、このときは非農家が大量に流入してきた。

集落の共同・自治の面では、昔から株仲間の組織をもち、株をもっている者が自治の中心となっていた¹¹⁾。2町4反を1株とし、全部で35株を有し、株の散逸を防ぐことによって、領土を守ってきた¹²⁾。共同作業も株単位で出会いが決められ、それによって鈴鹿川の「瀬掘り」「番水」「砂引き」¹³⁾などが行われてきた。現在も、株仲間の組織は「農家組合」として意識され、転作も株単位で行われている。しかし、そのほかの共同作業は組単位で行われるようになった。共同作業のうち、道ぶしんについては、道路の維持・管理を市がすべてやるようになったため、現在では行われていない。用排水路の清掃は、年1回春先に行っている。

組は、農家について6組、非農家について11組あり、計17組で構成されている。農家の6組は、居住地の位置に応じて東、西、南、北、角、中に分かれ、各組長は輪番制である。この6組によって「農家組合」が構成さ

れ、土木工事、水利などの農業的課題を協議・実行している。この農家組合長の選出をはじめとして、農業委員、土地改良区理事、土地改良区総代などの農業関係役員の選出は、1月の集落の初集会の後、農家だけが集まって行っている。

総代は、任期2年の選挙制であるが、「農家組合」を下組織としてもつため、農家のなかから選出されている。報酬は一切なく、11人の組長を集めて年1回の慰安旅行を行うだけである。集落全体として協議するのは、「祭り」「PTA」「川清掃」などであるが、農家・非農家の関係は良好である。自治会費は、年2回徴収し、3段階に分け、「地の者」は年6000円、「西の者」(田のない者)は5000円、借家の者は4500円となっている。集落としての共有財産はまったくない。

集落農家の土地感には、いままでは土地を売ってきたが、3.3m²あたり20万円もするようになった現在、売れば税金をとられるだけだという意識を共通してもちはじめ、今後は売るつもりをまったくもっていない。

2) 林 崎

農家率59%、世帯増加率40%、兼業率23%、流入率0%で、「拮抗型」に属する。

総戸数73戸で、農家戸数43戸、ほとんど兼業農家であるが、水田面積の比較的大きい農家が揃っていることから、1兼の比率が高くなっている(表6)。農地は約51ha、すべて水田といってよい。ほ場整備はすでに完了している。農業は水稻のみで、現在集落営農組織としてトラクター・コンバインの共同利用組織ができています。

立地的にみると、須賀とほとんど変わらないが、集落自体が水田の真ん中に位置しているため、市街化区域に編入されず、都市化が停滞している。他地域から流入した非農家は5戸で、農家の居住地の外側に散在している。これ以外の非農家は、宅地だけを譲り受けた分家で、これも農家の居住地の外側に散在している。地価は、市街化区域からの代替地購入者によって値が上がり上げられ、上昇している。耕地として10aあたり、水田・畑とも600万円、宅地として3.3m²あたり、水田・畑とも4万円である。この地価上昇によって、土地が動くという実感をもっており、一刻も早く地区全体の土地利用計画を策定し、農地のスプロールのかい廃を防がなくてはならないと考えている。非農業的な開発ポテンシャルは、集落農地沿いに国道23号バイパスが南北に走ってお

表6 林崎の概況
(単位：戸, ha, 万円)

区 分	昭和35年	45年	55年	55年/35年
総 戸 数	47	52	73	1.55
農 家 戸 数	43	43	43	1.00
非 農 家 戸 数	4	9	30	7.50
専 業 農 家 数	31	0	1	0.03
1 兼 農 家 数	5	31	19	3.80
2 兼 農 家 数	7	12	23	3.29
耕 地 面 積	60	58	51	0.85
内 訳	田	55	49	0.89
	畑	5	2	0.40
	樹園地	0	0	—
山 林 面 積	0	0	0	—
50 a 未 満 農 家 数	7	7	7	1.00
50~100 a 農 家 数	4	5	6	1.50
100~200 a 農 家 数	25	25	29	1.16
200 a 以 上 農 家 数	7	6	1	0.14
55年 地 価	耕地(10 a あたり)	田 600	畑 600	
	宅地(3.3㎡ あたり)	田 4	畑 4	

資料) 表1と同じ。

り、そこを拠点として大であり、この土地を非農業的に活用していくのが集落農家の願いとなっている。

自治機能の面では、昭和40年代前半のは場整備事業の換地時と、23号バイパスの建設時に大きく変わった。換地とバイパス問題をめぐって集落が大いにもめ、3期目に入っていた長老格の区長がやめ、代わって選ばれた区長も半期(1年)、1期、6ヶ月と長くはつづかなかつた。その後、昭和56年に現在の区長が弱冠40歳代で就任し、区長の若返りが図られたのである。この区長は、全部の責任を一部の役員だけに押しつける弊害を説き、分権的で民主的な集落運営をめざしている。本人はサラリーマンで忙しい身でありながら、年休をとったり、定時退社をくり返して集落のために働いている。50~55年に副総代を勤めた後、56年に総代として選ばれ、それ以後再選がつづいている。

総代は任期2年の選挙制である。報酬は年3万円で、総代が営農組合長も兼ねている。この営農組合の傘下に先に述べた機械の共同利用組織があり、転作関連の補助事業(「麦作集団育成対策事業」)でコンバイン、乾燥機、作業所(現在は集落の集会所)を導入し、また自賄

いで40PSの大型トラクターを購入し、集団転作と稲作の作業受託を行っている。オペレーターは現在28名で、このなかには50a未満の零細な土地所有者は含まれていない。彼らをオペレータではなく、作業委託者として位置づけようとしているからである。出役するオペレータには日当7000円を支払うが、28名という人員は過大であり、将来これを選別していかななくてはならないと考えている。

総会は年1回、2月の第1日曜日に開く。総会では、農業的議題と自治会的議題とを分けている。集落の共同作業としては、道ぶしんと用排水路の清掃があるが、道ぶしんは年1回全戸出役で行われる。

自治会費は、地積割、所得割をベースに、家庭状況(健康状態・年齢)を考慮して5段階に分けている。最高年5400円、最低2600円である。集落としての共有財産はない。

3) 西ノ城戸

農家率64%、世帯増加率16%、兼業率30%、流入率0%で、「非混住・兼業型」に属する。

表7 西ノ城戸の概況
(単位：戸, ha, 万円)

区 分	昭和35年	45年	55年	55年/35年
総 戸 数	n.a.	82	95	—
農 家 戸 数	73	71	61	0.84
非 農 家 戸 数	n.a.	11	34	—
専 業 農 家 数	38	6	8	0.21
1 兼 農 家 数	17	30	8	0.47
2 兼 農 家 数	18	35	45	2.50
耕 地 面 積	69	68	53	0.77
内 訳	田	41	32	0.78
	畑	27	18	0.67
	樹園地	1	3	3.00
山 林 面 積	52	52	47	0.90
50 a 未 満 農 家 数	15	17	20	1.33
50~100 a 農 家 数	22	19	19	0.86
100~200 a 農 家 数	35	33	17	0.49
200 a 以 上 農 家 数	1	2	5	5.00
55年 地 価	耕地(10 a あたり)	田 200	畑 250	
	宅地(3.3㎡ あたり)	田 n.a.	畑 2	

資料) 表1と同じ。

総戸数95戸、農家戸数61戸、専業8戸、1兼8戸、2兼45戸という構成である(表7)。農地は約42ha、うち水田26ha、畑16haの畑畑集落である。畑地が多いことから、かつては種ばれいしょ、大根・白菜・キャベツなど秋冬野菜の山地として知られ、市内神戸(かんべ)の市場、隣接の亀山市の市場へ自転車を出荷していたが、現在ではほとんど作られていない。兼業化がすすんだためである。兼業先は、市から至近距離にあるホンダ、およびホンダ関連会社に集中しており、昭和30年代から40年代にかけてこの安定兼業の道が開けたことが畑作後退の主因をなしている。

兼業化が進行したもう1つの理由は、昭和30年代に市の水道が入ってきたこと、電気が入ってきたこと、プロパンを使用しはじめたことなどにより、現金収入が必要になったことである。それまでは、里山資源を利用した自給自足の生活で足りていたものが、近代化し便利になることによって、逆に外へ勤めに出ていかなければならなくなったのである。このため、昭和30年代後半に畑地かんがいを行い、ほ場整備を行って畑作振興を図ったものの、事業完了後実際に畑作に携わる者は少数になってしまった。しかも、数が減ってしまったため、1人1人の利用者が負担するポンプアップのための電気代は、オーバーヘッドコストが高いことから急上昇し、その近代化施設を実際に使う者は誰もいなくなったのである。基盤整備が裏目に出た好例であろう。

立地的にみて、旧国府(こう)村に属し、自動車がないと交通不便な地区であったことから、他地域からの流入者は数が少なかった。非農家のほとんどは宅地だけを譲り受けた分家である。最近(60年)他地域からの流入者が1軒あったが、これは、集落農家の一軒がサラ金に手を出し、手放さざるをえなかった住宅を、数名の仲介者を経て入手したものである。

分家した非農家は、農家居住地の周辺にある程度かたまって住んでいる。最近とくに増えてきたのは、農家の娘が他県出身のホンダ社員と結婚し、土地つき住宅を譲り受けるというケースである。親としても、娘としても、婿としてもかなり都合のよい結婚となっている。

また、付近の丘陵地には、市街化区域設定以前に開発された住宅団地があり、そこを通過するかたちで市道(鈴鹿・亀山・関を結ぶ広域市町村道路)が2本建設される計画がもち上がっている。現在、集落居住地を通過する県道徳居・国府線は、ホンダへの通勤車によって朝

夕危険な状態にあり、この県道の付け替え工事的意味をもつ新しい市道の建設は集落にとっても大歓迎である。しかし、その新しい市道の一部が集落内農地沿いを走るため、集落農家にその思惑が働いてその農地を対象としたほ場整備の計画が進展していない。換地のトラブルが目みえているからである。

共同作業としては、道ぶしんはおこなわれているが、用排水路の管理は行われていない。道ぶしんは、年1回7月に行われるが、ほとんどが舗装道路になっているため、草刈りだけで済み、実質半日もかからなくなっている。

集落には番場と東瀬古の2部落があり、各部落3班、計6班から構成されている。集落自治は、この班を単位として行われ、農協総代、氏子総代も班が決めることになっている。集落の運動会、盆踊りなども開かれ、集落のまとまりはとれている。近年、子供会活動がとくに活発になり、キャンプや旅行などをよく行っている。班長は輪番制、総代は選挙制で、任期は2年である。総代の報酬は、年間2万円プラス接待費(酒代)としての5万円である。自治会費は、平等割で徴収され、年間4500円である。集落の共有財産としては、共有の山林を売却して得た600万円の定期預金がある。

4) 広 瀬

農家率66%、世帯増加率11%、兼業率29%、流入率0%で、「非混住・兼業型」に属する。

総戸数174戸、農家数114戸で、そのうち兼業農家は100戸と数が多いが、1兼が21戸あり、農業が非常に盛んな集落である(表8)。農地は約115ha、そのうち水田が68ha、畑が21ha、樹園地が26haという構成になっている。樹園地には花木と茶園が広がっている。各農家が、茶、花木、野菜(大根を主力とする)を中心とした複合経営を営み、多数の出荷組合を作っている。農家を経営類型別にみると、稲作のみが30戸、米+茶(生葉売り)が10戸、米+茶(生葉売り)+花木が20戸、米+花木+茶+大根が20戸、花木+米が20戸、茶+米が10戸、という構成になっている。このうち農業を主力とする経営類型は、米+花木+茶+大根以下の3類型である。もっとも、こうした集落農業を支えているのは、50代、60代の高齢者で、後継者たちはホンダ、およびホンダ関連会社に勤めている。30代、40代の後継者が確保できているのは、花木を主体とする3戸にすぎない。

表8 広瀬の概況
(単位：戸、ha、万円)

区 分	昭和 35年	45年	55年	55年/35年
総 戸 数	144	157	174	1.21
農 家 戸 数	135	124	114	0.84
非 農 家 戸 数	9	33	60	6.66
専 業 農 家 数	41	11	8	0.20
1 兼 農 家 数	47	56	32	0.68
2 兼 農 家 数	47	57	74	1.57
耕 地 面 積	144	138	115	0.80
内 訳	田	70	75	0.97
	畑	51	38	0.41
	樹園地	23	25	1.13
山 林 面 積	18	18	21	1.17
50 a 未満農家数	32	28	35	1.09
50～100 a 農家数	29	33	29	1.00
100～200 a 農家数	68	51	39	0.57
200 a 以上農家数	6	12	11	1.83
55年 地価	耕地(10 a あたり)	田 300	畑 300	
	宅地(3.3㎡ あたり)	田 n.a.	畑 n.a.	

資料) 表1と同じ。

各作物には、それぞれ研究会という名のつく部会組織があり、加えて5つの転作団地グループ、生活改善グループがある。これらをまとめる組織として営農組合が作られ、総代がその組合長を兼務している。総代が営農組合長を兼務しているのは、旧高津瀬村(高塚、津賀、広瀬、高宮=現加佐登)の4集落のなかでは広瀬だけである。

本家は、本田と呼ばれるところにかたまって居住し、分家は、野の地と呼ばれる周辺地に居住している。もともと野の地は水のないところを意味し、そこを分家の居住地としてあてがったのである。現在は、野の地の真ん中を県道三畑・高塚線が走り、そちらのほうで地価が高くなっている。本田に約90戸、野の地に約20戸の農家がある。

戦前、昭和15年に集落内の山林(松林)を陸軍が強制買収し、北伊勢飛行場を作った。約250haの飛行場用地のうち、8割の約200haが広瀬のものであった。当時、集落農民は飛行場建設の工事人夫として駆り出され、高い日当を得て潤った経験をもっている。しかし、戦後、その飛行場の跡地には隣接の亀山市、および県

内・県外からの開拓者が入植し、広瀬とは別の開拓集落が作られた。領土が縮小してしまったのである。このため、集落農民の土地への執着心は非常に強く、とりわけこの体験をもつ60歳以上の人々は領土について非常に敏感なものをもっている。また、集落の単位集団性については、昔から水不足が常習化していたため、水確保という点でまとまりが非常によくなっている。

現在、領土の問題については、市の中心部と東名阪自動車道鈴鹿インターを結ぶ市道の建設が検討され、その新道が市内農地を縦断する計画が起きている。丁度茶園を横切ったかたちになるため、茶工場、一般農家から反対の声が出ているが、地主たちは歓迎している。今後、その調整が問題になってくると思われる。

共同作業としては、道ぶしん、溝さらえの両方とも行われている。道ぶしんは、未舗装の農道のみを行い、年1回8月の盆すぎに全戸出役のもとで行われる。溝さらえは、年2回行われ、1回は4月の用水時に幹線水路の清掃を水系別に行い、もう1回は9月末頃、集落内用排水路を対象に全戸出役で行われる。水源は、小河川、ため池、井戸の3つであり、安定した水確保のため溝さらえを丹念に行っている。

集落自治は、組単位で行われ、13組ある。1組は、本田・野の地とは別の居住地にあり、2～8組が本田、9～13組が野の地にある。1組、および9～13組で非農家が多いが、非農家といえども若干の農地をもっているのが特色である。組長は輪番制、総代は選挙制で、任期は2年である。すでに述べた通り、総代は営農組合長を兼務するほか、氏子総代、檀家総代を兼務している。総代をはじめとして、副総代、会計、監査、公民館長など自治会役員の顔ぶれは、農業委員、農協総代、共済評価委員などの農業関係役員の顔ぶれとほとんど同じである。総代の報酬は、年間20万円プラス渉外費5万円である。区費は平等割で、前期3000円、後期2500円となっている。総会は、春と秋の2回行われる。この地区は、郷土芸能かんこ(太鼓)踊を中心として祭りが非常に盛んで、その担い手である青年団の活動も非常に活発である。集落としての共有財産は公民館だけである。

5) 小 括

以上4集落の紹介が終わった。これらをまとめる意味で、集落の概要を一覧表のかたちで示しておく。表9がそれである。

表9 調査集

	「混住・激増型」 須 賀	「拮 抗 型」 林 崎
概 況	<ul style="list-style-type: none"> ・平地の市街地の一角 ・宅地開発のポテンシャル少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・平地水田の真ん中に位置する ・23号バイパスが領土沿いを走る ・農地転用のポテンシャルある
農家・非農家の居住地	<ul style="list-style-type: none"> ・画然としている ・農家周辺に非農家が居住 ・農家周辺地に娘夫婦などを住まわせることが可能 ・宅地価格が非常に高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・農家が多い ・他地域から流入した非農家は数戸。まとめて住む
リーダー・非リーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー層あり、名誉職になっている ・非リーダー層無関心 	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー層くずれ（換地時の紛争で老年層から中年層へ移行） ・分権的・民主的集落自治を目指す
農業・兼業	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲中心 ・兼業は恵まれた立地を生かして広範 	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲のみ（転作で集落営農組織を結成） ・兼業先は広範
集 落 の 歴 史	<ul style="list-style-type: none"> ・畑地に古くから非農家が居住 ・旧23号、23号バイパス、近鉄鈴鹿市へ至便 ・40年代はじめ水田の宅地化はじまる。非農家の流入激増。その後線引き（現状追認的） 	<ul style="list-style-type: none"> ・42年から基盤整備はじまる ・23バイパス通過 ・兼業化の進展、担い手層消滅 ・農振地域のため非農農的開発遅れる。今後の開発に期待
集 団 性 課題解決の方法 総 代	<ul style="list-style-type: none"> ・弱い ・多数決方式 ・就任10年 	<ul style="list-style-type: none"> ・弱い ・多数決方式 ・就任5年

以上の事例調査から、都市化と、都市化に対する集落の対応に関して、重要と思われるいくつかの点を指摘しておきたい。

まず第1に指摘すべきことは、集落の共同・自治機能の維持をめざす者にとって、都市化・混住化を対立的にとらえる立場はかならずしも明確でないという点である。むしろ、道路・用排水路・農地など物的基盤の整備を行い、生活環境条件をととのえて、集落を活性化しようとする願いのほうが強く、それによって農家経済（農業は単にその一部である）も維持されるのだと考えているようである。

なかでも、道路の整備と新設が集落に与えるインパクトは強烈で、個々人の領土、集落の領土を荒らさないという前提で大歓迎である。これは生活環境を向上させるばかりでなく、資産価値を上昇させるという意味で、個々人の生活の存続を保証するものであろう。こうした道路整備への欲求は、すでに資産価値の上昇している市街化区域内の集落ではなく、農振地域内の集落において強く、こういう集落では、集落領土の市街化区域への編入、ならびに農振地域内であってもその地目変更を将来

構想として頭に描いている（もっとも、その将来構想はそれぞれの私的土地感にもとづいて各人各様であるが）。

第2に指摘すべきことは、以上の過程を経て集落が都市化・混住化しても、農業集落としての共同・自治機能はかならずしも低下しないということである。都市化・混住化といっても、その初期段階にあっては、分家および娘夫婦の居住による人口膨脹であり、対立というよりも融合によって地域社会が構築される場合が多いからである。また、他地域から大量の非農家が流入してきても、集落に農地があり、用排水路があり、農道があって、現に農業がつづけられているかぎりには、農業者としての職能組織が依然として存立しうるからである。この意味で、永久農地の面的確保は、農業集落の存続にとって基本的に重要である。

市街化区域内の農業集落であっても、また、農振地域内の農業集落にあっても、非農家の流入の仕方、もしくは非農家の居住の仕方は驚くほどパターン化しており、農家居住地内にスプロール的に入りこむのではなく、その周辺部にかたまっている場合が多い。農家と非農家の居住地は画然としており、この意味で非農家はあくまで

落の総括表

「非混住・兼業型」 西ノ城戸	「非混住・農業型」 広瀬
<ul style="list-style-type: none"> 起伏に富んだ地形の一角に開かれた集落 農地転用ポテンシャルある 	<ul style="list-style-type: none"> 丘陵地帯に水田・畑地・樹園地が広がる有力農業地帯 農地転用のポテンシャルある
<ul style="list-style-type: none"> 非農家は農家周辺にある程度まとまって住む 非農家は、農家の娘が他県出身のホンダ社員と結婚し、持家持地の場合が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ほとんど農家 分家は野の地に居住する 現在、野の地のほうで県道が通り、地価が高い
<ul style="list-style-type: none"> リーダー層あり（市議を出す） 非リーダー層にも役がまわる（平等原理） 	<ul style="list-style-type: none"> リーダー層あり。実権をおさえる 役は一部の者でかためる
<ul style="list-style-type: none"> 野菜産地の崩壊 ほとんどの人がホンダ関連会社へ就業 	<ul style="list-style-type: none"> 茶、花木、大根の複合経営 多数の出荷組合 ホンダ関連会社へ就業
<ul style="list-style-type: none"> 畑地のほ場整備、かんがい施設ととのったものの、30年代中頃から兼業化が進展、担い手が激減 付近に団地あり、ゴミ焼却場、市道2本通過の予定。今後の開発に期待 	<ul style="list-style-type: none"> 戦前、領土が軍に強制買収。戦後、領土が縮小 水不足で昔から集落のまとまりよい 集落内に市道が通過する予定。農業への影響大きい、賛否両論に分かれる
<ul style="list-style-type: none"> 弱い 多数決方式・全員賛成方式 就任10年 	<ul style="list-style-type: none"> 強い 全員賛成方式 就任6年

も「はみだし者」¹⁴⁾ になっている。それゆえ、農家・非農家の融合といっても、この「はみだし」を前提とした融合であり、分離をその原則としている。「分離のなかの結合」、どちらかというところである。

寄り合いのもち方も、そのかける議題によって、農家・非農家を含めた全戸参加のものと、農家だけのものがあり、画然としている。共同作業の行われ方も、その集落の状況によって、農家・非農家を含めた全戸参加のものと、農家だけのものがあり、峻別している。非農家が膨脹しても、「土地をもつ者」としての優越感を持ち、そのための義務履行に対しては強い統制力を保持しているとみなければならない。

第3に指摘すべきことは、以上の職能組織としての集落機能は、都市化・混住化というよりも、むしろ農道・用排水路の物的基盤整備によって低下すると考えられることである。こうした生産基盤の整備は、共同の必要性を解消し、個の自由な対応を可能にさせ、それによって出会いの回数も減少していると考えられる。とくに稲作については、出荷組合というソフトな意味の共同化を必要としないから、道路・用排水路というハード面の整備

がすすめばすすむほど、共同・自治機能は低下していくと考えられる（もっとも、現在は転作、機械の共同利用というソフト的課題が行政的に押しつけられてはいる）。

5. むすび（総合考察）

もし農業集落を「農家だけで構成されている地域集団」と考えられるならば、それはすでに昭和のはじめ頃から崩れている。そうではなくて、農業集落を貫いている農業的倫理が崩れはじめた時とするならば、それはまさしく昭和30年代から40年代にかけての高度成長の時代であった。

この時代、農業・農村をとりまく諸環境は激変した。経済環境のみならず、社会環境も激変した。とりわけ、集落における「人」の位置を変化させるような出来事、農業集落を貫いている農業的倫理を崩すような出来事が多発した。

その第1は、農業生産基盤整備が進行して土地利用、水利用の自由化がもたらされたことである。土地利用、水利用の自由化が起り、自然・生物に対する「個の対応」が可能となった。それまでの水田農業というのは、

土地利用、水利用に対する強い統制を通じた集落営農そのものであったから、純粋な「個の対応」は許されなかった。集落の統制、規制のなかでお互い譲歩しあい、共同しあって営農がつけられてきた。それが現代では、水の潤沢化、用排水路の分離、農道の整備、ほ場の整形化などによって、「集団としての対応」から解放され、純粋な個人としての行動がとりやすくなってきたのである。個人有の機械を導入し、めいめい自由な営農と農外勤務をとる体制がととのえられている。

その第2は、西欧的近代化の一貫として、個人の人格の尊重に基礎をおく戦後民主教育が実施され、その教育の洗礼を受けた世代が続々と労働力化していき、農家労働力の中心に加わっていったことである。昭和2ケタ生まれの世代とそれ以前の世代との断絶が起き、「イエのために働く」「ムラのために働く」という従来の農業的倫理を否定し、「自分のために働く」という個人主義的倫理を最善と考えるようになってきた。

その第3は、国の法制度の面においても、伝統の「家」を法的に守るといふ長子相続制の方向が否定され「個人」を法的に守るといふ均分相続制の方向が採用されたことである。こうした制度上の変化と、都市化・工業化による農地価格の上昇とが融合して、「家産」の継承をめぐる家族員が対立し、農業後継者が「家産」を継承するといった原則が崩れはじめてきたことである。いまや坪30万円もするようなところでは、10aで約1億円の資産をもつことになり、均分相続でもめ事を解決するしか方法はなくなっている。この傾向は、都市化・工業化の進展に応じて、周辺農村一帯に広がり、均分相続が3代もつづけば、土地の継承はほとんど不可能になるといわれている。

その第4は、農村地域において、あるいは近隣都市地域において就業機会が拡大し、モータリゼーションの進展とあいまって、農外就業が激増したことである。これは、さきに述べた農業生産基盤の整備、個人主義の台頭とともに、「家」の各構成員に職業選択の自由を保障するものとして作用している。このため、集落は「単なるベッドタウン」の機能しかもたなくなり、純粋な個人からみると「ムラのなかだけしか生きていけない」という状況から解放されている。

いうまでもなく、以上の集落構造変化は、多種多様な集落機能を維持していくうえで、その方法を集団としてではなく、個人として維持する方向に変えていくことに

なるであろう。そして、その方向への変化は、都市住民との接触、すなわち都市的生活と都市的情報との接触が多ければ多いほど、より一層強固なものとなり、集落としての単位集団性はますます低下していくと考えられる。いまや集落農民の「思考と行動」は、伝統の「ムラ」「イエ」の秩序から解放されたかたちの、個人個人の福利増進を第1の目的とするような行動原理をもつにいたったのである。

しかしながら、こうした個人主義的な「思考と行動」が、集落の共同・自治機能に対し本質的な低下をもたらしたと直ちに結論づけられるかという点、決してそうではない。現象的にみると、集落の共同・自治機能が低下したことは依然事実であるけれど、それが本質的なものであったかどうかは判断が微妙である。農地転用が極度にすすみ、農業そのものが蒸発してしまったようなところは別として、少なくとも今回調査した鈴鹿市の農業集落についていうならば、共同・自治機能はそれなりによく維持されていた。

一方で人口学的な都市化がある程度すすみ、他方で集落農民の個人主義的な「思考と行動」がある程度すすんでも、集落の共同・自治機能がそれなりによく維持されているのは、現実としてそこに「土地」と「家」があり、農業が維持されているからであると考えられる。集落農民が共同と自治を通じて領土、秩序、農業を維持しようと結集するのは、ある意味では「自己の生きる場」を守ろうとする本能にもとづくものといってよい。領土をいじられ、秩序をいじられ、農業をいじられることは「自己の生きる場」を奪われることに等しく、それに対する警戒と反抗は本能的ですらある。そして、その「自己の生きる場」を守る本能とは、自分一代かぎりの短期的な生活を保証するものではなく、無限の将来にまで、子々孫々にいたるまでの超長期的な生活を保証するものといえるだろう。

こういう視点から集落をみると、集落とは「生きもの」であって、自らの生存を前提として不断に外界の変化に適應しようとする1つの生物器官とみなしうる。生物器官であるから、ある場合には「抗原抗体反応」が強烈になりすぎるときもあるが、非可逆的な時間の経過のなかで適合と調整をくり返し、外界との融合を図りつつ生存しつづけていくであろう。現代は、農村型から都市型へという一方通行的な変化を示しているけれども、状況の変化によってはその軌道修正も十分に考えられるの

である。

注

- 1) 村落共同体の解体とは、基本的に農民層分解のことを指している。すなわち、農地の市場化によって促進される「戦後自作農を構成員とする集落の解体」である。この点についての事例分析は、たとえば、大内雅利・高田滋「近郊農村における地域社会の変貌」, 村落社会研究会編『村落社会研究』第14集, お茶の水書房, 1978がある。
 - 2) Wirth, L., "Urbanism as a way of Life," *American Journal of Sociology*, vol. 44, 1938. 鈴木広訳編『都市化の社会学』, 誠信書房, 1965, pp. 127~147.
 - 3) 三重県の都市化・混住化は、愛知県とくらべると多様な構成因子をもっている。愛知県は、大都市名古屋を中心としたきれいなドーナツ型で都市化・混住化が波及しているが、三重県の場合、それは桑名・四日市・鈴鹿を中心とした北勢地域、津を中心とした中勢地域、そして松阪から伊勢、鳥羽にいたる中南勢地域の3つに分解している。しかもそれは、それぞれの海岸部に偏在しており、山間部へ波及していかない性質をもっている。四日市、鈴鹿、松阪など海から山までをもつ地域では、全体としてみれば意外なほど都市化・混住化が現れていない。一方、都市化・混住化の進展していない地域の範囲は、北勢・藤原を中心とした員弁郡、および亀山・関・芸濃・美里の中北勢山間部、さらに上野市を中心とした伊賀盆地から白山・一志・嬉野・美杉にかけての一志郡、勢和・多気の多気郡である。それより辺鄙な地域、すなわち、志摩半島から熊野灘沿岸の各市町までの漁村地域、および飯高・宮川から、熊野・紀宝・紀和にいたる山村地域では、人口増大の現象はみられないものの、混住化が極度に進行している。いいかえれば、農家が蒸発してしまっているのである。詳しくは、三重社会経済研究センター(石田正昭稿)『農業集落構造の変化に関する調査研究』, 1986参照。
 - 4) 渡辺兵力『村を考える』, 不二出版, 1986, pp. 165~170.
 - 5) 論者によって、これとは異なった構成で集落機能を論ずる場合がある。例えば、川本彰氏は「人間保全機能」「領土保全機能」「作物保全機能」の3つを論じ、君塚正義氏は「生活保障機能」「生産維持機能」「自治的機能」の3つを論じている。本稿では、集落機能を定義することが目的ではないから、それをとくに限定する立場をとらない。諸機能を包括的に論ずる立場をとる。そして、分析の焦点を共同作業とその統制的側面である自治機能にあわせることにする。川本彰『むらの領域と農業』, 家の光協会, 1983。君塚正義『村落社会の展
- 開と農村生活』筑波書房, 1985。
 - 6) もとより、領土内へ非農家が大量に流入する以前に、分家した非農家と、転入時期の古い少数の非農家の居住があるが、ここでは一応それらを除外して考えている。
 - 7) この類型化の考え方は、木下謙治・山本陽三・佐々木衛「都市近郊農村における集落の機能」, 村落社会研究会編『村落社会研究』第14集, お茶の水書房, 1978にもとづく。
 - 8) この農家率の計算にあたっては、農家数を、非農家集団を含めない総世帯数で除して求めている。ここで非農家集団とは、農業集落の領域内にある会社の社宅、公団住宅、分譲住宅、公務員住宅等の団地に居住し、農業集落とは別の自治会組織をもつ非農家のことをいう。
 - 9) 鈴鹿市の農業集落数は135であるが、そのうち『農業センサス集落カード』に収録されている集落は125である。未収録の10集落のうち、7集落は全域が市街化区域に含まれる農業集落であるが、残りの3集落については不明である。
 - 10) 原則として χ^2 検定を行っているが、共同・自治機能に関する設問の項目(カテゴリー)が多数にわたるため、クロス集計表の各セルが少数になってしまう場合が多々あった。このため、ここでは厳密な統計的検定ではなく、クロス集計表の観測度数と期待度数の差に着目して分析を行った。分析にあたっては、類型間で安定した関係がみられることを重視している。
 - 11) 松林嘉熙「五郷半大川井の史的研究」, 鈴鹿工業高等専門学校『鈴鹿工業高等専門学校・紀要』第18巻第2号, 1985。いわゆる天井川である鈴鹿川には、古くから農業用水の取水口として43ヶ所の井口があった(現鈴鹿市内)。このうち、須賀の井口は、上流から35番目の井堰である。この井堰は、須賀を頭に、林崎、上箕田、中箕田、下箕田、南堀江(堀江の半分)、の5ヶ村半を潤すゆえに「五郷半井堰」と呼ばれていた。株仲間組織は、その「五郷半井堰」の用水確保を目的として、各種負担行為の面積比による平準化と、労力の相互扶助を意図したものである。
 - 12) 2町4反に満たぬ場合は、「端株」を数名でもちあう。「端株」のなかで最大の所有者が「親」となる。現実には、ほとんどすべてがこの「端株」であった。
 - 13) 「瀬堀り」とは、「川堀り」のことで、鈴鹿川の水を取水口に寄せるため、人海戦術で堰を作ることである。また、「砂引き」とは、道ぶしん用の砂を運搬することである。松林嘉熙「前掲書」参照。
 - 14) 「はみだし者」とは、部落から余計ものとしてはみだされた都市人間、および本家=古田部落から分家=新田部落へはみだされた分家のことをいう。守田志郎『日本の村』, 朝日新聞社, 1978, pp. 3~9。

[謝辞] 本稿を作成するにあたり、本学卒業生渡辺真司 協力をいただいている。記して謝意を表したい。
君（現農水省三重食糧事務所）に資料の整理など多大な

Summary

Japanese agriculture has been characterized by the collective action of farmers. Land and water use by individuals has been strictly restricted by the farmers' union and/or the rural community. However, it is frequently said that the group coordination of rural communities has been breaking down, according to the progress of land improvement and the urbanization of rural communities. In this paper, we will attempt to discuss the topical question, on the basis of a fact-finding survey for the rural communities of Suzuka-city in Mie Prefecture. The major findings are as follows:

- (1) According to the results of a statistical analysis, the collective action of rural communities, such as waterway maintenance and road repairs, is dissolved to form the administrative affairs, in accordance with the progress of land improvement.
- (2) However, it is not clear that the group coordination of rural communities is breaking down, according to the progress of land improvement and the urbanization of rural communities (in the demographical sense).
- (3) Generally speaking, the group coordination of rural communities is breaking down, in accordance with the spread of individualism, independently of the urbanization of rural communities (in the demographical sense).